



安田浄化センター

阿賀野市の下水道

河川の水質保全と快適な生活環境を実現するため、
効率的な下水道設備の整備促進を図ります。



下水道に関するお問い合わせは

阿賀野市 上下水道局 下水道
建設係・維持係・管理係

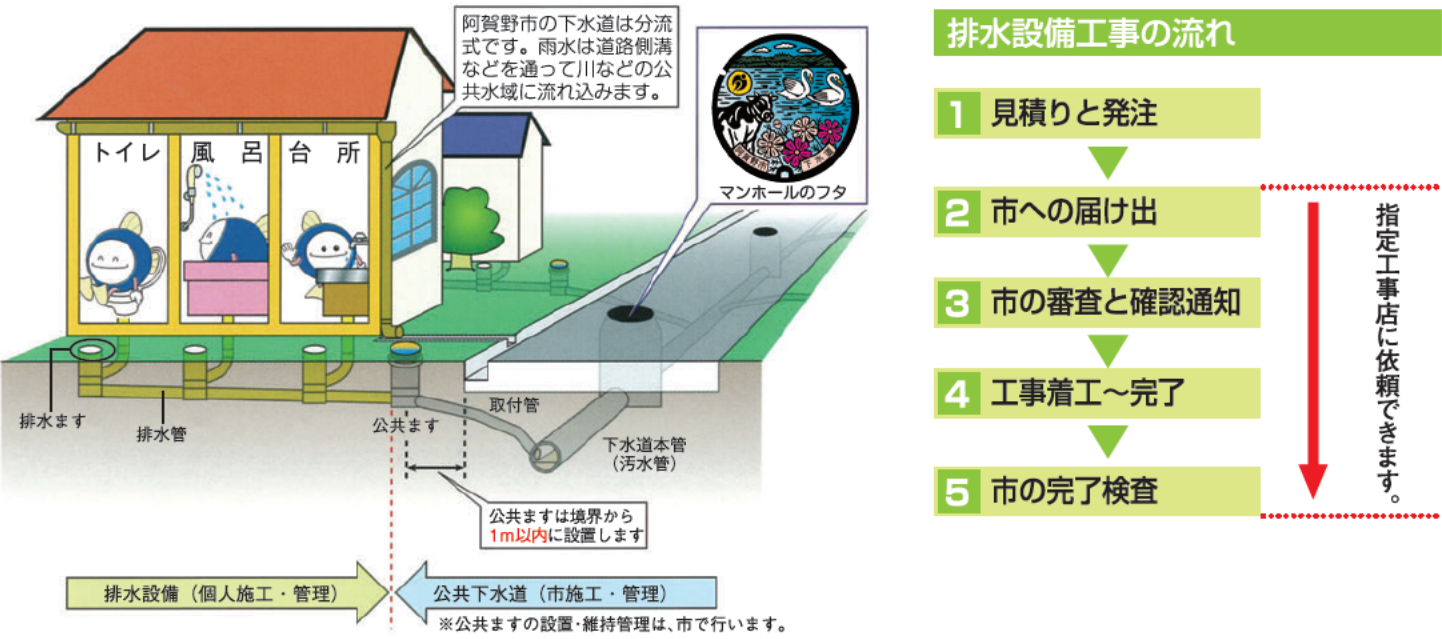
TEL 0250-62-2833
gesuido@city.agano.niigata.jp

排水設備の設置

排水設備とは

各家庭の台所、風呂、トイレ、洗面所などから出る生活雑排水をすみやかに下水道本管に流すための設備で、各家庭内に設置していただく排水管や排水ますなどのことです。(下図参照)

1 いつから使えるの？	下水道工事が終わると、市では下水道が使える旨の告示をします。(供用開始の告示)
2 だれが設置するの？	原則として家屋の所有者が設置します。
3 設置はいつまでに？	くみ取りトイレは、下水道が使用できるようになった日から3年以内に下水道本管に接続し、水洗トイレに改造することが法律(下水道法)で定められています。 また、下水道が使用できる区域では、下水道本管に接続し水洗トイレにしないと家屋の新築等はできません。(建築基準法)
4 今ある浄化槽は？	汚水を直接下水道本管に流しますので浄化槽は不要になります。
5 どこに依頼するの？	排水設備工事は市の指定を受けた排水設備工事指定工事に依頼してください。



普及促進制度

市では、供用開始日から3年以内に下水道に接続した一般住宅及び一般住宅兼店舗等を対象に、以下の制度を設けています。

	下水道使用料金の免除	浄化槽撤去費等助成制度 注1	利子補給制度 注2
1年目接続	最初の請求月から12ヶ月免除	3万円助成	利子の全額
2年目接続	最初の請求月から6ヶ月免除	2万円助成	利子の1/2の額
3年目接続	最初の請求月から3ヶ月免除	1万円助成	利子の1/3の額

注1「浄化槽撤去費等助成制度」は浄化槽を撤去(廃止)した場合のみ該当します
注2「利子補給制度」は貸付金等の条件があります。事前に金融機関の窓口で確認をお願いします。

借り入れできる金融機関

- ・第四北越銀行(水原支店・水原中央支店) ・大光銀行(水原支店・安田支店)
- ・新潟かがやき農業協同組合(あがの支店・ささかみ支店) ・はばたき信用組合(阿賀野支店・安田支店)

貸付金の条件

※排水設備工事に要した費用の範囲において、100万円を限度とします。ただし、埋設管の延長が50mを超えるときは、1mにつき2万円を加算することができます。

① 貸付利率は金融機関と阿賀野市で定めた利率。 ② 償還期間は60ヶ月以内。(繰上げ償還も可)
③ 原則として、1人以上の保証人を付け、担保を徴さない。 ④ 貸付時期は、排水設備工事完了後。
⑤ 排水設備工事は、排水管工事のほか、トイレ・流し台等の改造費用、既設浄化槽の撤去費用等を含みます。

受益者負担金

下水道を整備するには多額の費用がかかりますが、下水道の整備区域は限られるため工事費のすべてを市民の税金で賄うことは公平を欠くことになります。そこで下水道が整備され、使えるようになった区域の土地所有者から工事費の一部を負担いただくのが、受益者負担金制度です。

負担金を納めていただく地域

下水道が整備される区域内で、その年度に負担金を負担していただく区域を毎年度初めに告示します。この告示された区域内のすべての土地が負担金の対象となります。

※[徴収猶予]について
条例に規定する理由に該当し、徴収を猶予することが適当であると認められる場合は、負担金の徴収を猶予することができます。なお、徴収猶予の理由が消滅し、猶予を取り消した場合は、負担金を納めていただきます。

受益者(負担金を納めていただく方)

原則、区域内の土地の所有者が受益者となります。
土地の所有者と建物の所有者が違う場合等は、お互いで話し合いの上、受益者を決めてください。
※公の生活扶助を受けている方には減免制度があります。下水道担当へお問い合わせください。

負担金の額

負担金の額は、基本割額と面積割額の合計額となります。

基本割額 …… 1戸又は1事業所当り 100,000円(アパートの場合、1部屋が1戸となります。)
※同一面地内に別棟で給排設備のある建物がある場合は、基本割額が加算されます。

面積割額 …… 土地1㎡当り 400円(1坪当たり約1,320円)
※負担金の面積割額は、公簿上での筆単位の面積を基本として算出します。
なお、土地の利用状況が複数の土地(筆)にわたる場合は、状況に応じ複数の土地(筆)を1つの画地として算出します。
※負担金の基本となる土地の面積には上限を設けています。
※100円未満の端数があるときは切り捨てます。

対象面積(上限)								
水道メーター口径	なし	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
対象面積(上限)	661㎡	661㎡	661㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	2,500㎡	3,000㎡

負担金を計算してみましょう

例その1……1戸建て、水道メーター口径が13mm、土地の面積が400㎡の場合
基本割額+面積割額=100,000円+(400㎡×400円)=**260,000円**

その2……1戸建て、水道メーター口径が13mm、土地の面積が800㎡の場合
基本割額+面積割額=100,000円+(上限661㎡×400円)=**364,400円**
※上限を超えた面積に係る負担金の徴収は猶予となります。



納付方法は

負担金は5年に分割され、さらに1年分を4回に分けて納めていただきます。(5年20期の分割納付)
納期は毎年6月、9月、11月、2月のそれぞれ末日となっています。

◎お支払いは便利な口座振替で

下水道使用料金

下水道事業は、施設をつくること(建設)と、できたものを運転管理すること(維持管理)に分けられます。排水設備工事が完了し、下水道を使いはじめると「下水道使用料金」が必要となります。みなさんから納めていただいた使用料金は、処理場の維持管理費や下水道本管の清掃、施設の修理費として使われます。

下水道の使用水量

上水道の使用水量(水道メーター)に基づいて算出します。
なお、家庭用に井戸水だけを使用している場合は、1人当り5㎡×家族人数で毎月算定します。
また、水道水と井戸水を併用している場合は、上水道の使用水量に1人当り3㎡×家族人数を加えて算定します。

使用料金を計算してみましょう

下水道使用料金表(1ヶ月分)	使用水量20㎡の場合			
区分	使用水量	料 金	①10㎡までの基本料金	1,200円
基本料金	0㎡～10㎡	1,200円	②11㎡～30㎡まで	120円×10㎡ = 1,200円
超過料金 (1㎡につき)	11㎡～30㎡	120円	③小 計	①+② = 2,400円
	31㎡～80㎡	130円	④消費税(1円未満は切り捨てます)	2,400円×10% = 240円
	81㎡～	150円	合 計	③+④ = 2,640円

※上記により計算した金額に消費税が加算されます。 ※使用水量20㎡の場合、水道料金は3,520円(税込み)となります。

◎下水道使用料金は水道料金と合わせて、納めていただきます。

みんなの下水道です。マナーを守って正しく利用しましょう。

下水道早期接続支援事業

下水道への早期接続を推進するため、供用開始後3年以内に市民が自己の居住する住宅を下水道へ接続するための工事費の一部を補助します。
また、定住を目的として市内にある住宅を下水道へ接続する方(市外の方を含む)に対しても補助します。
・過去に住宅リフォーム支援事業の補助金を受けた方は対象とならない場合があります。また、新築による接続は対象になりません。

補助金額

下水道接続工事費の3分の1で、上限は10万円です。千円未満は切り捨てとなります。
過去に住宅リフォーム支援事業を受けた方は、リフォーム補助の額が上限に達していない場合、その差額分が上限額となります。住宅リフォーム支援事業と同時申請も可能です。 ※要件あり

工事期間

補助金交付決定後に着手し、申請した年度の2月末日までに工事完了および実績報告書の提出を行うことが可能な工事。 ※補助金交付決定前に着手した場合は補助対象になりませんので、ご注意ください。